

# 新潟市の下水道について(概要)



新潟市下水道部

平成30年3月

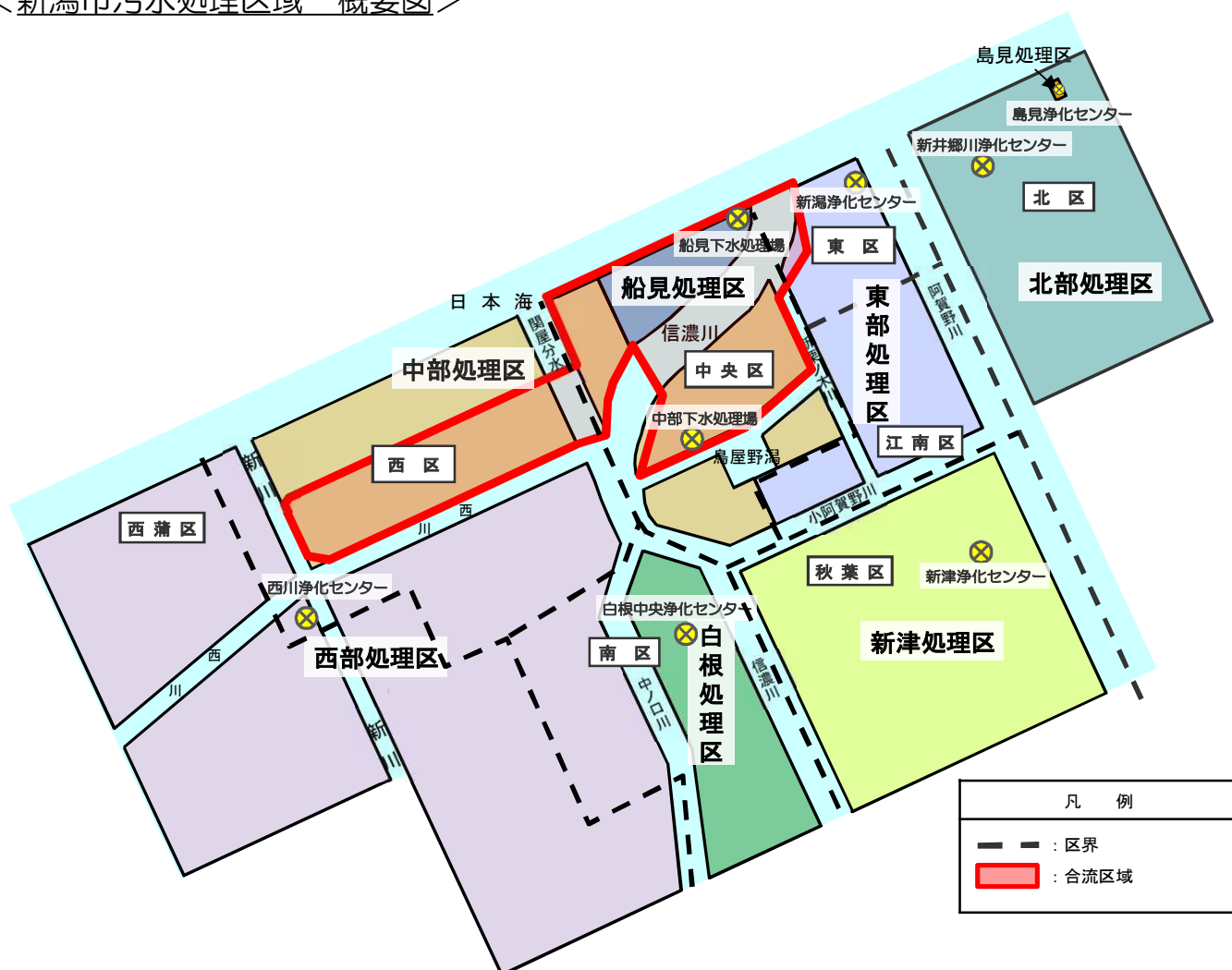


# 新潟市の下水道

## 【下水道のあゆみ】

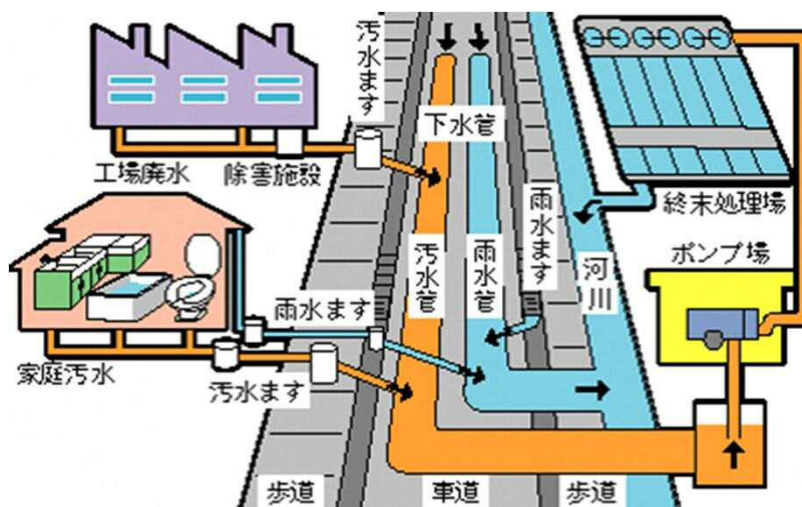
- 昭和27年 下水道事業に着手（船見処理区）
- 昭和42年 船見下水処理場の運転開始
- 昭和55年 中部下水処理場・新潟浄化センターの運転開始
- 昭和58年 新津浄化センターの運転開始
- 平成 3年 島見浄化センター運転開始
- 平成10年 新井郷川浄化センターの運転開始
- 平成14年 西川浄化センターの運転開始
- 平成16年 白根中央浄化センターの運転開始
- 平成18年 地方公営企業会計を一部適用（公営企業化）
- 平成21年 新潟市下水道中期ビジョン策定
- 平成26年 新潟市下水道中期ビジョンを改訂

## <新潟市汚水処理区域 概要図>



## 【下水道の施設】

### <下水道施設の構成>



出典：国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000416.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000416.html))

### ●管路施設

- ・汚水や雨水を集め、ポンプ場、処理場又は河川等の放流先まで流す役割を担う施設
- ・管渠（下水管）のほか、マンホール、ます、取付管などがあります。
- ・下水管には汚水と雨水を同じ管で処理場まで流す合流式と、汚水と雨水を別々の管で流す分流式があります。
- ・新潟市は早くから整備した排水区（船見・中部・山の下）は合流式となっております。



下水の排除方式（合流式）



下水の排除方式（分流式）

出典：国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000416.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000416.html))

### ●処理場施設

- ・管路施設により流れてきた下水を処理するために設けられた施設
- ・下水をきれいに処理し、河川などに放流しています。

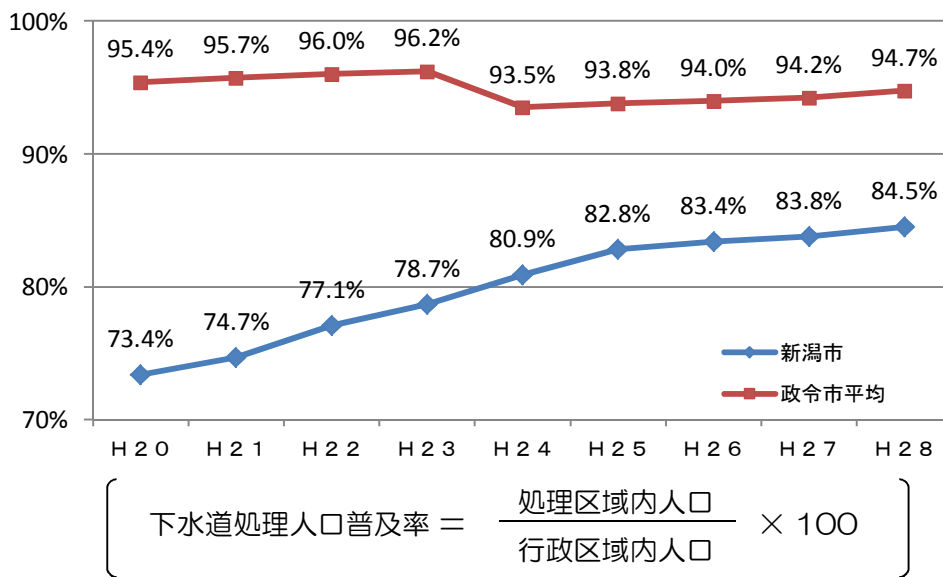
### ●ポンプ場施設

- ・管路施設で集められた下水を処理施設に送水し、又は雨水を公共水域に放流する機能を持つ施設
- ・下水は自然流下により流すため勾配をつけ埋められているため、あまり深くないように所々にポンプ場を設け、浅いところに汲み上げています。

## 【下水道の整備状況（H28末時点）】

- 管渠（污水） 約3,400km
- 下水処理場
  - ・単独公共 4箇所  
（船見，中部，白根，島見処理区）
  - ・流域関連公共 4箇所  
（北部，東部，新津，西部処理区）
- ポンプ場 49箇所  
（合流：15箇所，污水：19箇所，雨水：15箇所）

### ＜下水道処理人口普及率推移＞



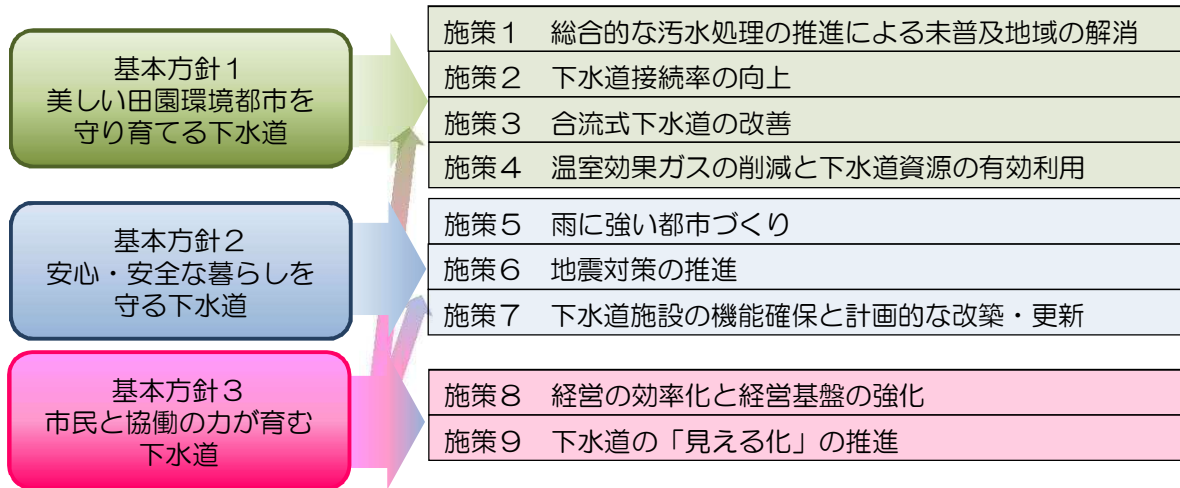
## 【下水道の役割】

雨水の排除	污水の処理
降雨時に速やかに雨水を排除し，浸水被害を防ぐ ↓ 市民の生命・財産を守ることが目的	家庭からの生活雑排水やお店，工場などから出る汚れた水をきれいにして，川に戻す ↓ 公衆衛生の向上に寄与するとともに，公共用水域の水質保全に資することが目的
<p style="text-align: center;">自然現象である雨水排除の費用は「税金」</p>	<p style="text-align: center;">汚れた水をきれいにする費用は主に「下水道使用料」</p>
<b>雨水公費（税金）・污水私費（下水道使用料）</b>	

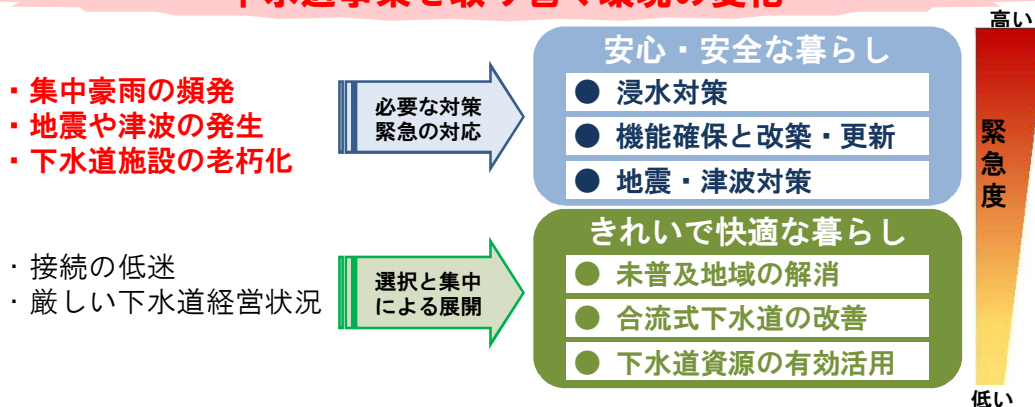
## 【新潟市下水道中期ビジョンについて】

新潟市が掲げる将来像実現に向け、今後概ね10年間で下水道が取り組むべき方向性を示したもの

### 新潟市下水道中期ビジョン（平成21年3月策定）

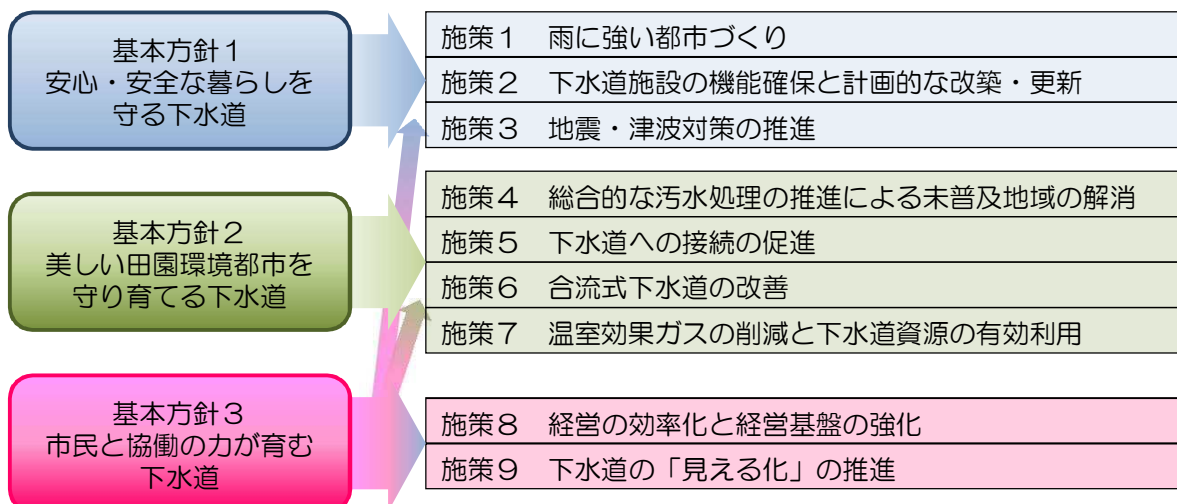


### 下水道事業を取り巻く環境の変化



これまでの基本方針を踏まえた各施策の見直しと新たな取り組みの推進

### 新潟市下水道中期ビジョン[改訂版]（平成26年3月改訂）



## 【下水道事業の財源について】

### ●下水道使用料

使用者が特定できる経費は、その方から負担していただくことが費用負担の公平の原則に適するため、家庭や工場などから汚水を公共下水に流す全ての方から負担していただくもの

各世帯などから排出される汚水の量は、それぞれ異なることから、一般的に水道の使用量を汚水の排除量とみなして計算し、2カ月に一度、水道料金と一緒に収めていただきます

### ●国庫補助金

下水道施設の整備には多額の費用を要するため、国の基準を満たす建設事業費の1/2

(終末処理に係る施設の建設事業費は5.5/10)などに対し、国が補助を行うもの

### ●企業債(下水道事業債)

下水道施設の整備費用のため建設時に借り入れるもの

下水道施設は長期間使用することができ、その利用期間に渡って返済することになります

### ●受益者負担金・分担金

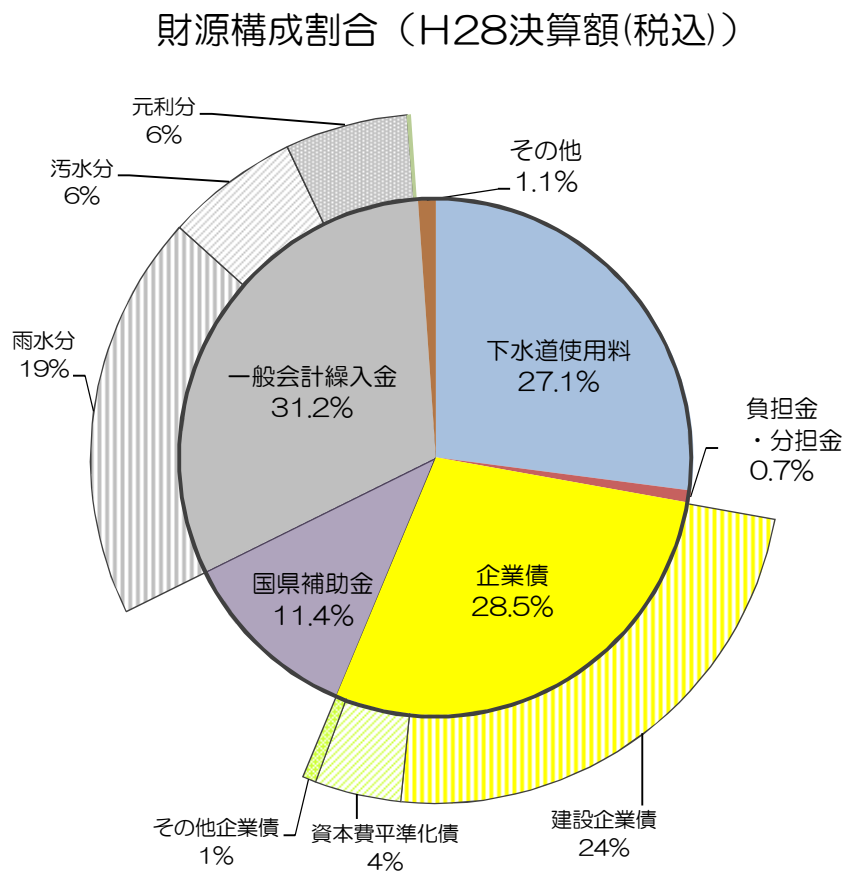
下水管などの下水道施設が完成し、使用することができるようになった地域の方々から、その時だけ負担していただくもの  
都市計画事業認可の有無により、負担金又は分担金と名称が異なります

下水道施設は道路などと違い、利用できる地域や人が限られることから、「利用できる=受益者」からその建設費の一部を負担していただくもの

### ●一般会計からの繰入金

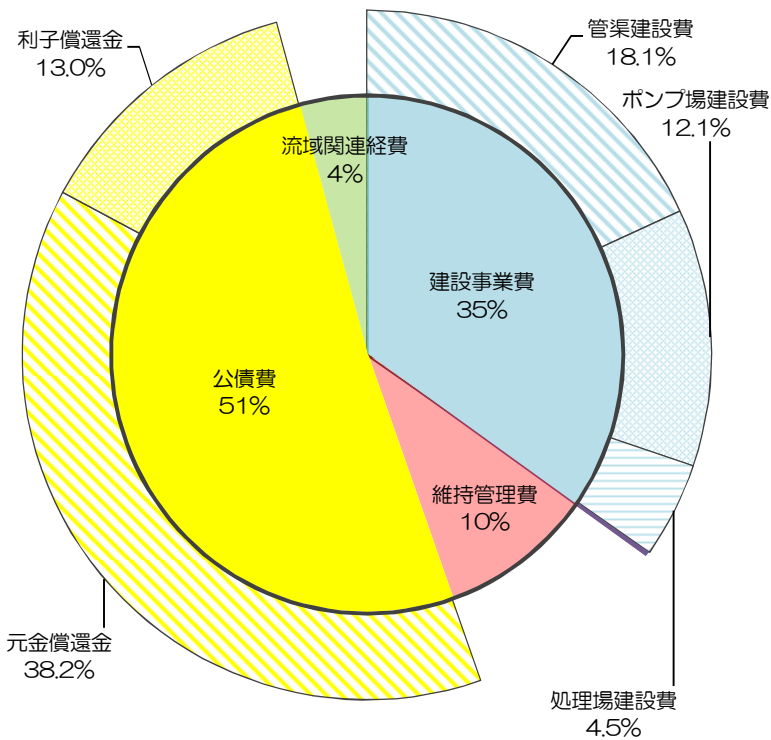
国が定めた繰入金の基準に基づき、雨水処理経費や公共水域の保全のための経費として一般会計から財源として繰り入れるもの

また、市独自の助成金や補助金の一部に税金を使っており、基準外の繰入金として繰り入れています



## 【下水道事業の費用について】

### 事業費構成割合（H28決算額）



#### ●建設事業費

下水道施設の新設や改築・更新に係る経費

浸水対策施設の整備や老朽化した施設の更新，災害時の下水道施設への影響・被害の最小化を図る防災・減災対策および未普及地域の施設整備など多岐に渡ります

#### ●維持管理費

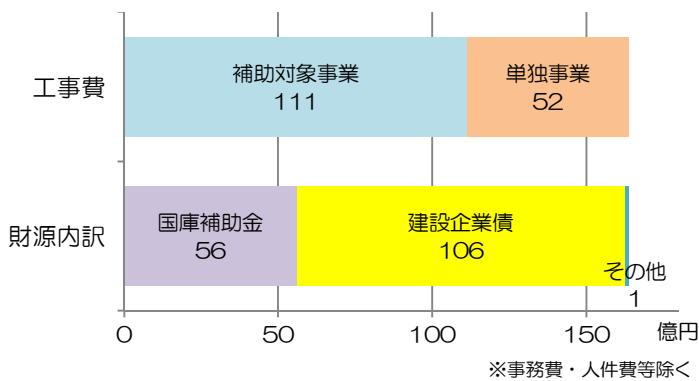
下水道に係るサービスを持続的・安定的に提供するための施設管理経費

主に，動力費や運転管理・保守点検等の委託，維持修繕経費および人件費など

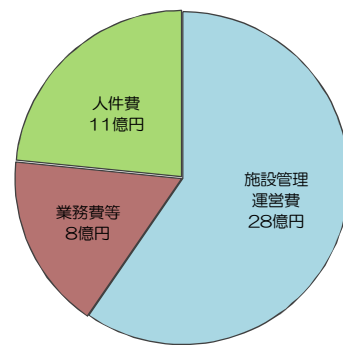
#### ●公債費（企業債元金・利子償還金）

下水道施設の建設時に借り入れた企業債の返済（元金償還金）および借入れに対する支払利息

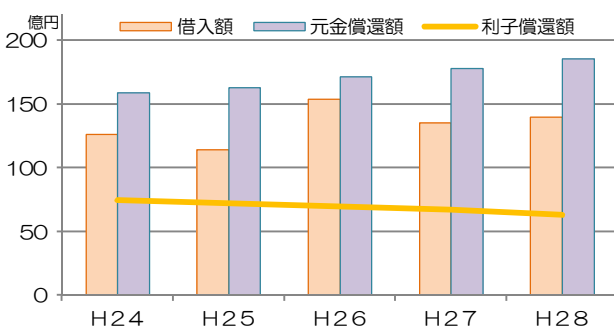
### ＜工事費とその財源（H28決算額）＞



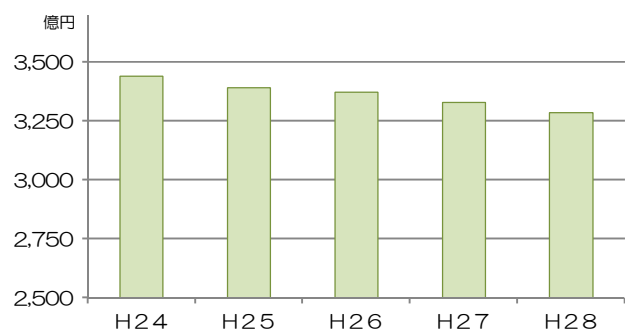
### ＜維持管理費内訳（H28決算額）＞



### ＜企業債・元利償還金の推移＞

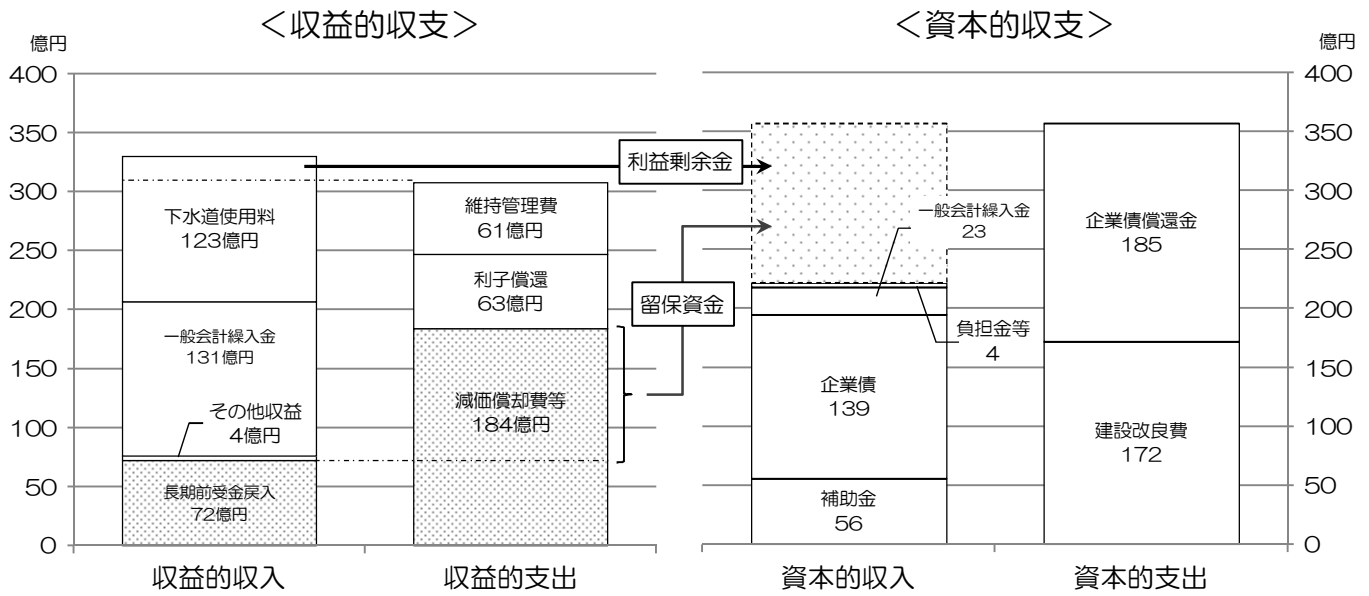


### ＜企業債残高の推移＞





【(参考) 平成28年度 下水道事業会計決算について】

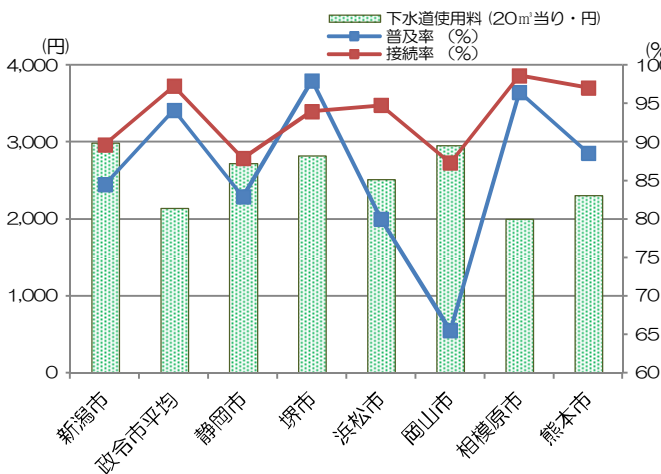


【(参考) 他の政令市との比較について】

【各種指標】

都市名等	政令市移行	普及率 (%)	接続率 (%)	下水道使用料 (20㎡当り・円)	使用料単価 (円)	汚水処理原価		使用料回収率 (%)	
						維持管理費	資本費		
新潟市	H19	84.5	89.7	2,991	172.1	162.2	60.1	102.1	106.1
政令市平均		94.2	97.3	2,138	141.7	129.3	54.9	74.4	111.9
静岡市	H17	82.9	87.9	2,720	151.2	157.2	65.3	91.8	96.2
堺市	H18	98.0	94.0	2,824	177.0	168.1	62.6	105.4	105.3
浜松市	H19	80.0	94.8	2,516	138.7	114.1	41.8	72.2	121.6
岡山市	H21	65.5	87.3	2,957	185.7	196.6	74.3	122.3	94.5
相模原市	H22	96.5	98.7	1,999	117.9	118.0	48.6	69.4	99.9
熊本市	H24	88.6	97.1	2,303	149.2	121.7	65.9	55.8	122.6

<下水道使用料・普及率・接続率>



<使用料単価・汚水処理原価・使用料回収率>

